

喜多方市水道事業経営戦略

【計画期間：令和 5 年度～令和 14 年度】

令和 5 年 10 月
喜多方市 水道課

— 目 次 —

第 1 章 経営戦略の策定にあたって	1
1.1 経営戦略策定の趣旨	1
1.2 計画期間・目標年度	1
第 2 章 水道事業の概要	2
2.1 事業の現況	2
2.1.1 水道事業の沿革	2
2.1.2 施設	3
2.1.3 料金（1 ヲ月）	4
2.1.4 組織	6
2.2 これまでの主な経営健全化の取り組み	6
2.3 経営比較分析表を活用した現状分析	7
第 3 章 将来の事業環境	9
3.1 給水人口の予測	9
3.2 水需要の予測	10
3.3 料金収入の見通し	11
3.4 施設の見通し	12
3.5 組織の見通し	12
第 4 章 経営の基本方針	13
第 5 章 投資・財政計画	16
5.1 投資・財政計画（収支計画）	16
5.2 投資・財政計画（収支計画）の策定に当たっての説明	21
5.3 投資・財政計画（収支計画）に未反映の取り組みや今後検討予定の取り組みの概要	26
第 6 章 経営戦略の事後検証・更新等に関する事項	27

第1章 経営戦略の策定にあたって

1.1 経営戦略策定の趣旨

我が国の水道においては、高度経済成長期に急速に整備された水道施設が更新時期を迎えつつある一方で、人口減少などに伴う収入減も見込まれる等、水道事業を取り巻く経営環境は厳しさを増しています。

こうした状況下で、将来にわたって安定したサービスを継続できるように、総務省は中長期的な経営戦略の策定を要請しており、地方公共団体においてはそれに基づく経営基盤の強化や財政マネジメント向上が求められてきました。本市においても、この要請を受け、平成29（2017）年3月に「喜多方市水道事業経営戦略」を策定し、その内容に従い事業を運営してきました。その後、水道事業を取り巻く環境の変化や、令和7（2025）年度までの改定が国から要請されたことを受け、より質の高い経営戦略を策定するため、今回の改定に至ることとなりました。

本経営戦略は、本市水道事業の経営を今後も健全に進めていくため、本市水道事業の現状、将来分析等を行い、中長期的な更新需要予測を行った「投資計画」と、財源構成とその実現可能性を検証した「財政計画」とを整合させた経営戦略を策定するものです。

1.2 計画期間・目標年度

計画期間：令和5（2023）年度から令和14（2032）年度までの10年間

目標年度：令和14（2032）年度

第2章 水道事業の概要

2.1 事業の現況

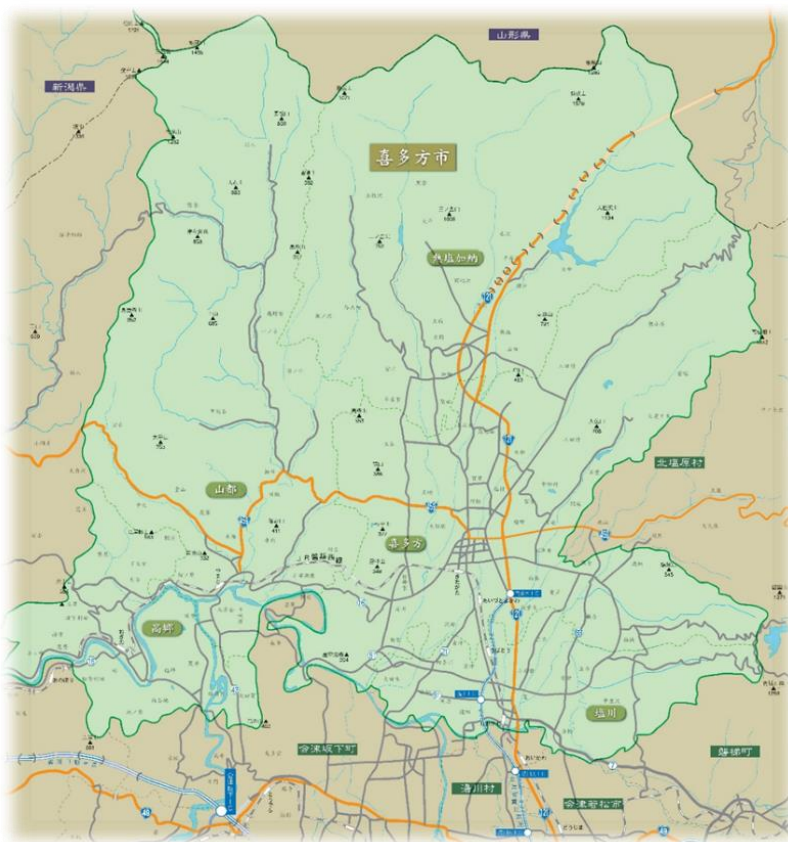
2.1.1 水道事業の沿革

喜多方市の水道事業は、平成 18 年 1 月 4 日に、喜多方市、熱塩加納村、塩川町、山都町及び高郷村の 5 市町村合併に伴い、新たな水道事業として創設されました。その後、平成 20 年 3 月には熱塩加納簡易水道事業、平成 26 年 4 月には山都・高郷簡易水道事業を統合し、一つの水道事業として経営を行っています。また、未普及地域の解消のため、平成 20 年 3 月に雄国地区、平成 27 年 3 月には入田付地区の拡張に係る事業を実施するとともに、老朽施設の更新を図りながら水の安定供給に努めています。

表 2.1 喜多方市事業概要（給水）

（令和 5 年 3 月 31 日時点）

供用開始年月日	昭和 37 年 8 月 1 日	計画給水人口	45,015 人
法適（全部・財務） ・非適の区分	法適用	現在給水人口	40,268 人
		有収水量密度	0.34 千 m ³ /ha
		給水区域面積	119.92 km ²
		有収水量(令和 4 年度)	4,017,787 m ³



出典：喜多方市勢要覧（平成 29 年 3 月）

図 2.1 喜多方市位置図

2.1.2 施設

本市では 5 浄水場・40 配水池を有しており、ポンプ施設及び減圧施設を経由して各地区へ給水しています。平成 26 年 4 月の山都・高郷簡易水道事業統合により、一部地域を除いて熱塩浄水場より給水しています。各浄水場では、原水水質を考慮して適正な浄水処理を行い、水質基準に適合した安全で良質な水を供給しています。

表 2.2 喜多方市施設概要

(令和 5 年 3 月 31 日時点)

水源	表流水(ダム)、湧水、地下水			
施設数	浄水場設置数	5 箇所	管路延長	645,816 m
	配水池設置数	40 箇所		
施設能力	22,887 m ³ /日		施設利用率	68.35 %

表 2.3 喜多方市浄水場概要

浄水場名	原水種別	浄水方法
熱塩浄水場	表流水	凝集沈殿+急速ろ過+塩素処理
相川浄水場	湧水	塩素処理のみ
一ノ木浄水場	地下水（浅井戸）	塩素処理のみ
宮古浄水場	地下水（深井戸）	急速ろ過（除鉄・除マンガン）+塩素処理
揚津浄水場	湧水	膜ろ過+塩素処理

2.1.3 料金（1 ヲ月）

本市においては、平成 18 年の市町村合併を受け、平成 21 年 10 月に「総括原価方式」により料金改定を行った後、段階的な措置を経て現在の水道料金となりました。

料金体系については、水道メーターの口径による「口径別料金体系」とし、口径 13mm 及び 20mm には、基本水量 6m³を付与し、従量料金の単価は、使用した水量に応じて 3 段階の逦増料金としています。

また、本市においては、水道離れの抑制を図るため、大口水道使用者（月平均で 1,000m³以上使用する者）を対象とした、「個別受給給水制度」が設けられており、本制度が適用された使用者は、基準水量を超えた水道水を低い単価で利用することができます（次頁参照、基準水量は随時見直し）。

今後、給水人口の減少や水道施設の更新状況等を考慮しながら、水道事業の収支バランスを予測し、その結果を踏まえて適正な料金体系への見直しが望まれます。

表 2.4 喜多方市水道料金（1 ヲ月あたり）

用途	メーター口径	基本水量	基本料金	水量料金（1m ³ につき）
一般用	13mm	6m ³	1,600円	10m ³ まで 70円 11m ³ ～30m ³ 200円 31m ³ 以上 240円
	20mm		1,600円	
	25mm	無	1,700円	
	30mm		2,500円	
	40mm		4,000円	
	50mm		7,000円	
	75mm		16,000円	
	100mm以上		29,000円	
公衆浴場用	—	200m ³	8,000円	201m ³ 以上 140円
臨時用	—	無	0円	400円

※税抜

○個別需給給水制度とは

大口水道使用者が、基準水量を超えて使用した水道水の単価を低額とする制度で、大口水道使用者が水道を利用しやすい環境を整備することにより水道離れの抑制を図ることを目的とする。

○適用要件

- ・制度利用を申出る直前の12ヵ月間の平均使用水量が1,000 m³以上あること。

○適用期間

- ・申出書を提出した日の翌月の検針からその年度末までとする。(開始年度のみ)
- ・期間満了に先立って適用要件等に変更がない(平均使用水量が1,000 m³以上ある)場合は、期間満了後も同一条件で3ヵ年度継続する。

○基準水量の設定

- ①開始年度は、制度を適用する前12ヵ月間の平均使用水量(100 m³未満切捨て)を基準水量とする。
- ②開始年度の翌年度から3ヵ年度は、開始年度に設定した基準水量①を継続する。
- ③開始年度の翌年度から3ヵ年度②を経過した後は、制度を適用した前3ヵ年度のうち平均使用水量が最も少ない年度の平均使用水量に見直しする。
- ④以降、3ヵ年度ごとに前3ヵ年度の平均使用水量のうち最も少ない年度の平均使用水量に見直しする。

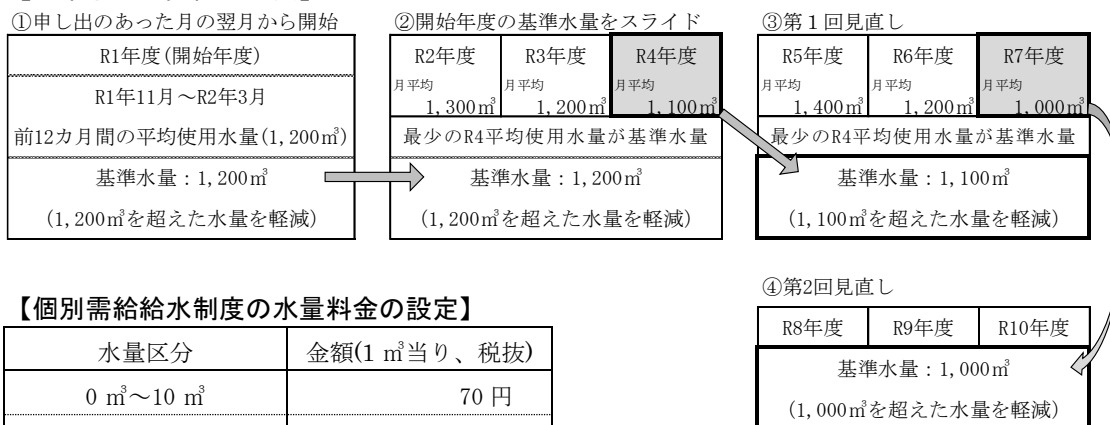
例1：基準水量が1,200 m³で1ヵ月1,500 m³使用した場合

→1,200 m³までは通常料金、1,200 m³を超過して使用した300 m³を軽減する

例2：基準水量が1,200 m³で1ヵ月1,000 m³使用した場合

→基準水量の1,200 m³を超過して使用していないため全量を通常料金とする

【基準水量の見直し方法】



【個別需給給水制度の水量料金の設定】

水量区分	金額(1 m ³ 当り、税抜)
0 m ³ ～10 m ³	70 円
11 m ³ ～30 m ³	200 円
31 m ³ ～基準水量	240 円
基準水量を超える分	70 円

出典：喜多方市水道課 HP 「個別需給給水制度の概要」

図 2.2 個別受給給水制度について

2.1.4 組織

本市では、課長 1 名、課長補佐 1 名、業務係 4 名、工務浄水班 7 名の合計 13 名により水道事業を運営しています。(再任用職員 (1 名)、会計年度任用職員 (2 名) を含む)

表 2.5 喜多方市の職員構成

(令和 5 年 4 月 1 日時点)

水道課	課長	課長補佐	業務係	工務浄水班	合計
61 歳～	0 人	0 人	1(1) 人	1(1) 人	2(2) 人
51～60 歳	1 人	1 人	0 人	0 人	2 人
41～50 歳	0 人	0 人	2 人	3(1) 人	5(1) 人
31～40 歳	0 人	0 人	0 人	1 人	1 人
～30 歳	0 人	0 人	1 人	2 人	3 人
合計	1 人	1 人	4(1) 人	7(2) 人	13(3) 人

※()内は再任用職員及び会計年度任用職員数

2.2 これまでの主な経営健全化の取り組み

〈水道施設等運転管理業務について〉

平成 4 年 4 月の水道用水供給開始当初から単年度契約により民間委託を実施してきた、熱塩浄水場をはじめとする水道施設等運転管理業務について、令和 3 年度より小規模修繕及びユーティリティーコスト等を業務内容に含めた 3 カ年の複数年包括契約としました。

〈水道料金等収納業務について〉

平成 26 年度から民間委託を実施してきた水道料金等収納業務について、令和 5 年度より従来の 3 カ年から 5 カ年への長期複数年契約に移行するなど、各業務委託契約の内容を必要に応じ改めながら実施しています。

〈取り組みの成果について〉

上記の取り組み等により、平成 18 年の市町村合併後最多となった平成 23 年度(※)の職員数 19 名から令和 5 年度には 13 名とし、合併後の最多職員数から 6 名(約 3 割)の職員数削減を図っています。その結果、令和 3 年度時点で約 53,000 千円/年の人件費削減効果につながりました。

この職員数削減に伴う人件費削減の対価として、施設維持管理委託料等を中心に一部経常経費の支出額が増加したものの、営業費用全体としては平成 23 年度に比べ約 13,500 千円/年(令和 3 年度時点)に及ぶ経費削減を図ったことと併せ、効率的かつ安定的な維持管理体制を構築しながら経営健全化に努めてきました。

(※) 統合前の旧山都・高郷簡易水道事業配属職員含む

2.3 経営比較分析表を活用した現状分析

本市の経営状況について、料金回収率は約 100%と水道事業に必要な費用を水道料金で賄えており、類似団体平均に比較し高いことから、現状では概ね健全なものとなっているものの、年々低下傾向にあるため、維持・改善が必要です。

経常収支比率については、100%を僅かに上回っているものの、平成 26 年度の簡易水道事業統合等の影響によって類似団体平均に比較し低く推移してきているため、同様に維持・改善が必要です。

また、給水原価が類似団体や全国平均よりも高く、その主な要因として有収率が大幅に低いことが挙げられるため、早急に老朽管更新を行いながら有収率の向上に努める必要があります。

表 2.6 経営比較分析表（令和3年度決算）

経営比較分析表（令和3年度決算）

福島県 喜多方市

業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法適用	水道事業	末端給水事業	A5	非設置
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	1か月20m ³ 当たり家庭料金(円)	
-	85.47	89.54	4,268	

人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
46,004	554.63	82.95
現在給水人口(人)	給水区域面積(km ²)	給水人口密度(人/km ²)
40,818	119.92	340.38

グラフ凡例
■ 当該団体値（当該値）
— 類似団体平均値（平均値）
【】 令和3年度全国平均

分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

①経常収支比率は、前年度比0.7ポイント改善し、105.95%となりました。これは、給水人口が減少しているものの料金収入が増に転じたほか、引当金戻入などの収益増が要因となっています。概ね健全な経営状況といえますが、平成26年度の簡易水道事業統合に伴う財政悪化等の影響が続いていることもあり類似団体平均より低く推移しています。今後は、人口減少などにより給水収益の減少が続くと見込まれるため、維持管理費の圧縮や老朽管路更新等による有収率の向上など経営努力を続け、経常収支比率の維持・改善に努めていかなければなりません。

②これまでに累積欠損金はありません。

③流動比率は、企業債残高の減少等により、前年度比で約186.7ポイント改善したものの、今後見込まれる老朽管更新など建設改良事業費の増大に伴う企業債の新規発行等による低下が見込まれます。

④企業債残高対給水収益比率は、給水収益を維持できた一方、企業債残高が減少したことにより前年度比18.2ポイント改善し220.23ポイントで、類似団体・全国平均とともに下回り概ね健全です。

⑤料金回収率は、類似団体平均を上回り概ね健全ですが、低下傾向にあるため今後は改善が必要です。

⑥給水原価は、類似団体・全国平均より高く、主な要因には有収率の低下があげられます。

⑦施設利用率は、類似団体・全国平均より高いものの、今後は給水量の減に伴う低下が予想されます。

⑧有収率は、類似団体・全国平均と比較しても大幅に低い状態が続いているため、老朽管更新を行いながら有収率の向上に努めていく必要があります。

2. 老朽化の状況について

①有形固定資産減価償却率については、前年度比で約2.0ポイント上昇し51.10ポイントとなり、毎年の急激な上昇によって類似団体・全国平均を上回ったことから、施設の老朽化が進んできており、今後も上昇が続いていくことが予想されます。

②管路経年化率については、類似団体・全国平均と比較して僅かに低いものの、毎年上昇し続けているため、今後も計画に基づき確実に老朽管更新を行っていく必要があります。

③管路更新率については、類似団体・全国平均と比較して低い状態が続いているものの、計画に基づいた老朽管更新の実施により確実に上昇しているほか、現在の入田付地区拡張事業の令和4年度での事業完了に合わせ令和5年度以降は更なる老朽管更新事業を加速度的に推進していくことにより、管路更新率の改善及び有収率の改善にも繋がることが期待できます。

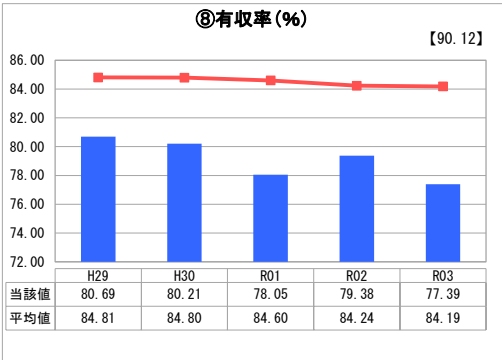
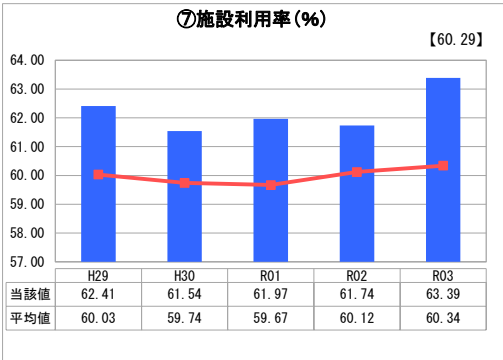
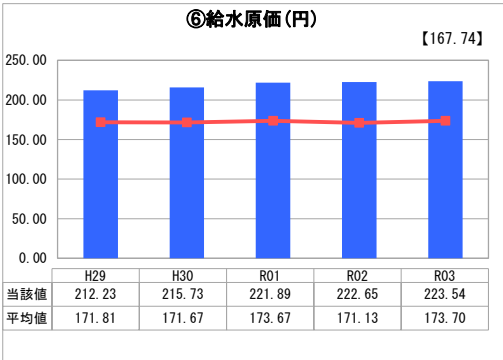
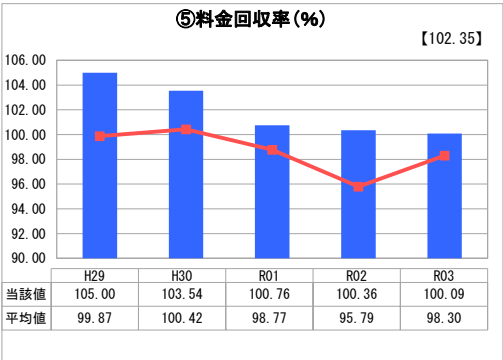
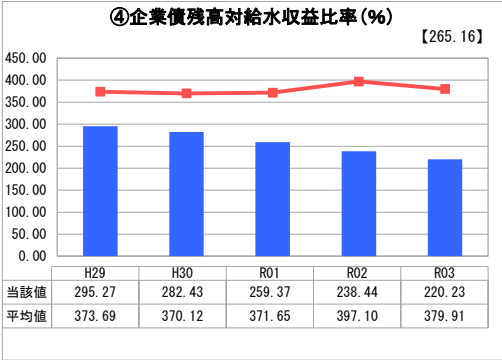
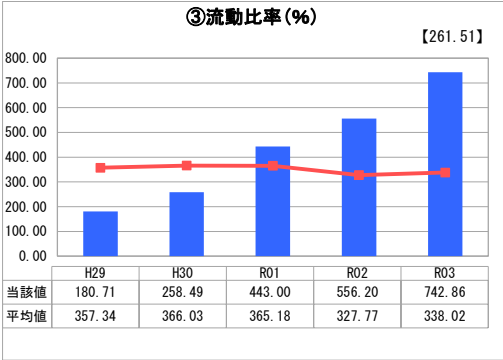
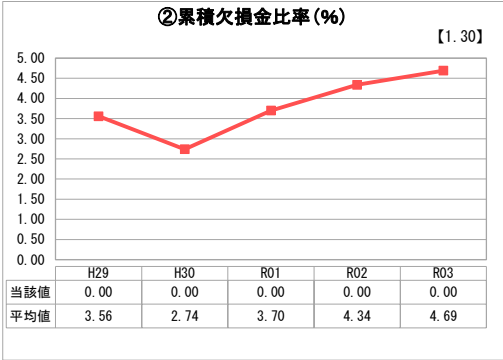
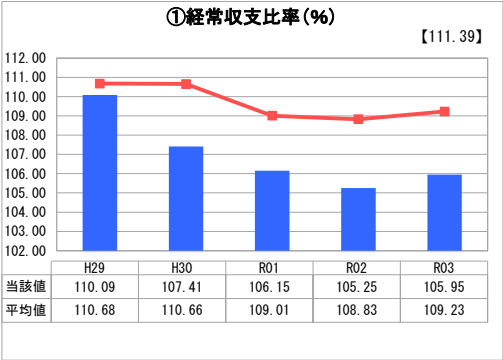
全体総括

平成26年度に簡易水道事業を統合したことにより経常収支比率が悪化し、財政的な影響が続いているほか、今後も人口減少や節水などにより水需要の更なる減少が進んでいくことが予想されます。

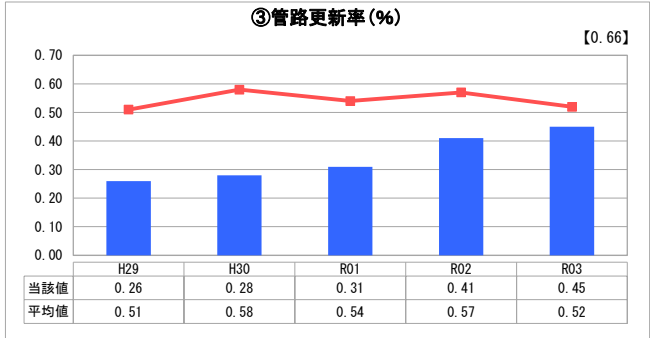
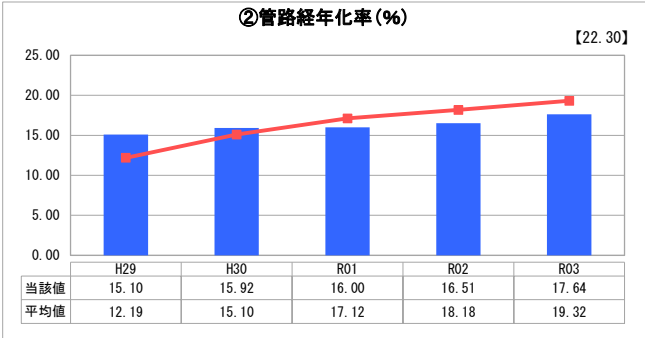
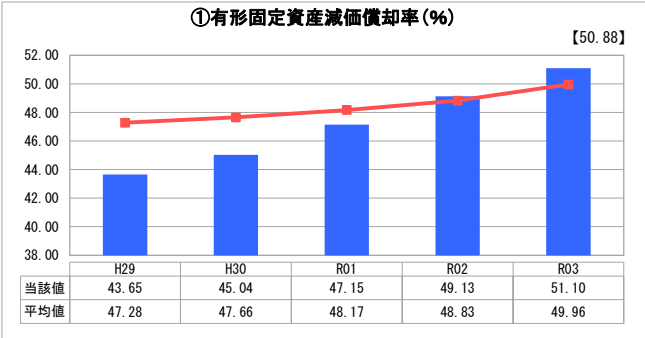
このような水需要予測と併せ、既存管路及び水道施設の多くが法定耐用年数を超過し更新時期を迎えることや管路更新率が極めて低い水準にある現状が有収率の低下と給水原価の上昇など財政への影響を招いている大きな要因であること、また、生活基盤の根幹をなす重要な水道施設の耐震化、事故・災害対策などが急務であることなど様々な課題解決のため、更なる基盤強化を進めていく必要があります。

また、基盤強化と併せ水需要の減少を見込んだ経常収支の改善と経営安定化に向け、投資・財政及び経営計画並びに水道料金適正化計画に基づく料金見直しの検討も併せて進めながら安全で安心な水道水を持続的に供給していきます。

1. 経営の健全性・効率性



2. 老朽化の状況



第3章 将来の事業環境

3.1 給水人口の予測

水道事業における料金収入の推移は、水道を使用する人口の影響を受けるため、給水人口の推移は水道事業の収益性を分析するうえで重要な指標となります。そのため、給水人口に係る項目について、将来予測を行いました。

本市の行政区域内人口は、「喜多方市長期人口ビジョン」の5年ごとの推計値を基準に、年度ごとの人口を直線補間することで算出しました。

給水区域内人口は、行政区域内人口に給水シェア率（給水区域内人口÷行政区域内人口）を乗じて算出しました。給水シェア率は、直近実績である令和3年度の値で将来一定としました。

水道普及率は令和10年度に95%に達するよう設定し、以降一定としました。

以上の推計結果を用いて算出した給水人口は、年々減少傾向となる予測結果となり、10年後の令和14年度には38,129人となり、令和3年度実績値の7%減、50年後の令和54年度には26,243人となり、36%減となる見込みです。

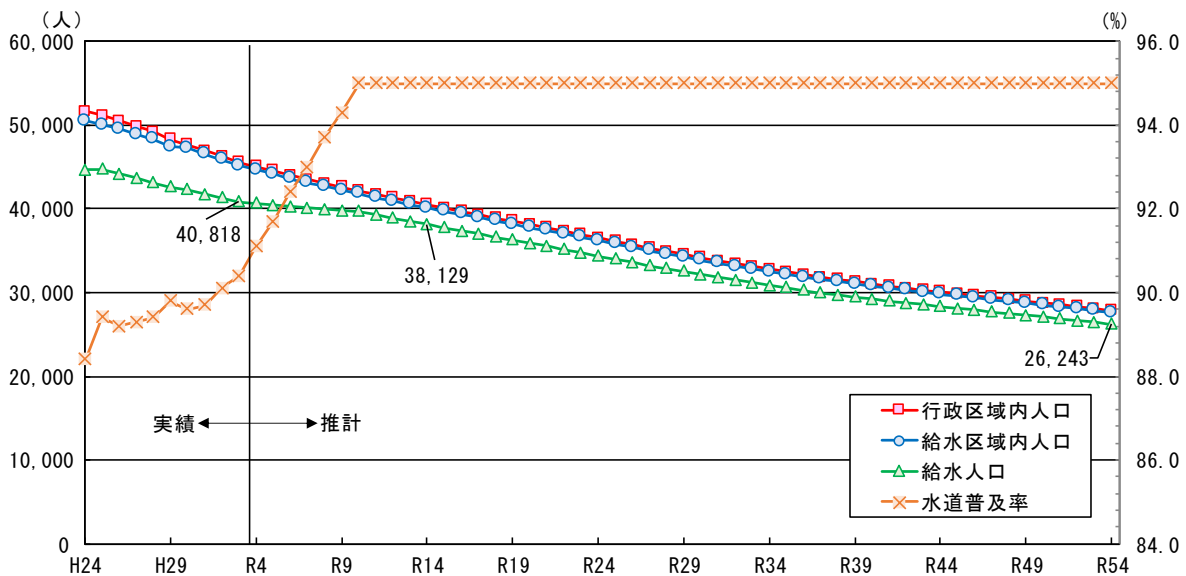


図 3.1 給水人口の予測

3.2 水需要の予測

有収水量は、家事用水量、営業・団体用水量、工業用水量それぞれの用途別水量の推計結果を合算して算出しました。

家事用水量は、令和 2 年度に新型コロナウイルスの影響に伴い増加に転じました。その後令和 3 年度は横ばいで推移し、有収水量の合計値は 11,228m³/日となっています。しかし、現在は新型コロナウイルスによる水需要への影響は収束を見せている（元の状態に戻りつつある）状況であり、それに加え前述の人口減少が今後見込まれることから、将来の有収水量は減少傾向で推移する見通しとなっています。

営業・団体用水量や工業用水量は減少傾向を呈しており、将来値も減少傾向となっています。

また、これら用途別水量の推計結果を合算した有収水量も、減少傾向で推移する見通しとなっています。加えて、本市における有収率は令和 3 年度時点で 77.4%となっており、全国平均や類似団体と比べ低い水準で推移しています。

このような課題を踏まえ、本市ではより効率的な事業運営を目指し、老朽管更新計画に基づく着実な管路更新等により、有収率の向上を図っていくこととしています。

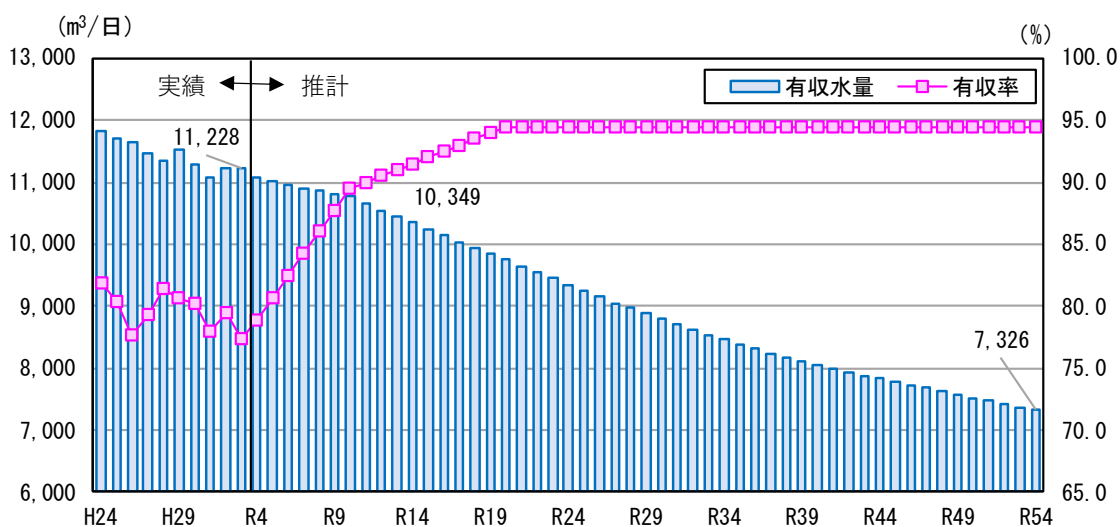


図 3.2 有収水量・有収率の予測

3.3 料金収入の見通し

水需要の予測から、10年後の令和14年度（目標年度）の給水収益は845,148千円になると考えられ、令和3年度に対して約8%減となる見込みです。また令和54年度の給水収益は598,270千円となり、約35%減となる予測です。なお、給水収益の推計値は供給単価に有収水量を乗じて算出しています。

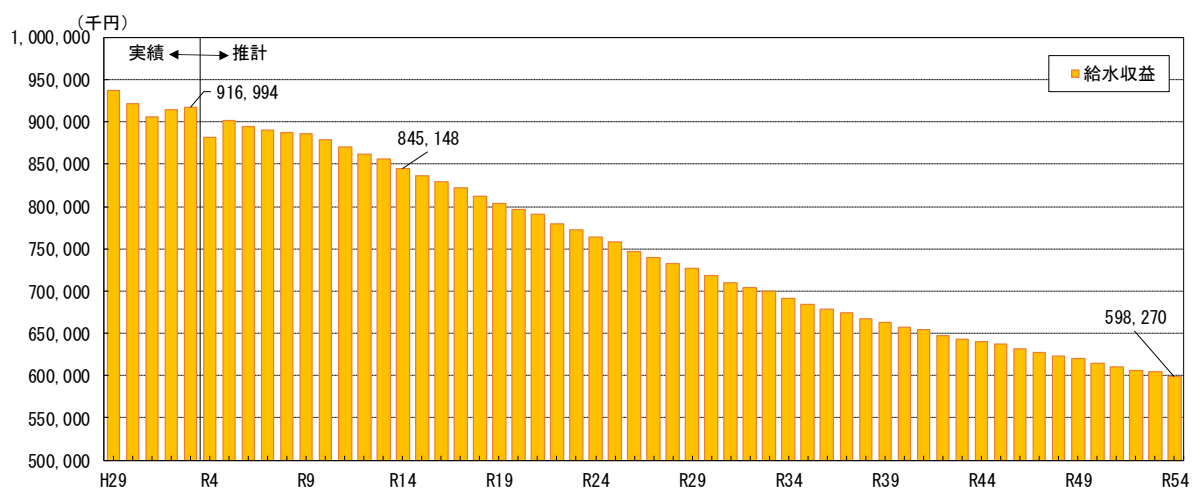


図 3.3 料金収入の見通し

3.4 施設の見通し

令和３年度に策定した「水道施設整備基本計画」に沿って、重要給水施設（病院や避難所となる学校等）管路に接続している浄水場、配水池等の更新工事を進めます。また、同年度に策定した「老朽管更新計画」に沿った管路更新を行うことで、安定給水の確保及び耐震性の向上を目指しています。

計画期間内（令和５年度から令和１４年度）において、水道施設整備基本計画では熱塩浄水場の更新を予定しています。また、老朽管更新計画では実使用年数を超過している管路を優先的に更新することとしています。

表 3.1 更新年次計画（単位：千円）

計画	施設	R5 2023	R6 2024	R7 2025	R8 2026	R9 2027
水道施設整備基本計画	浄水施設	0	0	0	0	0
	配水施設	0	0	0	0	0
	ポンプ施設	0	0	0	0	0
老朽管更新計画	管路	459,744	461,788	458,957	458,896	463,217
合計		459,744	461,788	458,957	458,896	463,217
計画	施設	R10 2028	R11 2029	R12 2030	R13 2031	R14 2032
水道施設整備基本計画	浄水施設	443,185	443,185	443,185	443,185	443,185
	配水施設	0	0	0	0	0
	ポンプ施設	0	0	0	0	0
老朽管更新計画	管路	461,642	462,323	461,070	459,816	460,920
合計		904,827	905,508	904,255	903,001	904,105

出典：令和３年度 喜多方市水道事業 水道施設整備基本計画・老朽管更新計画（R4.2月）より作成

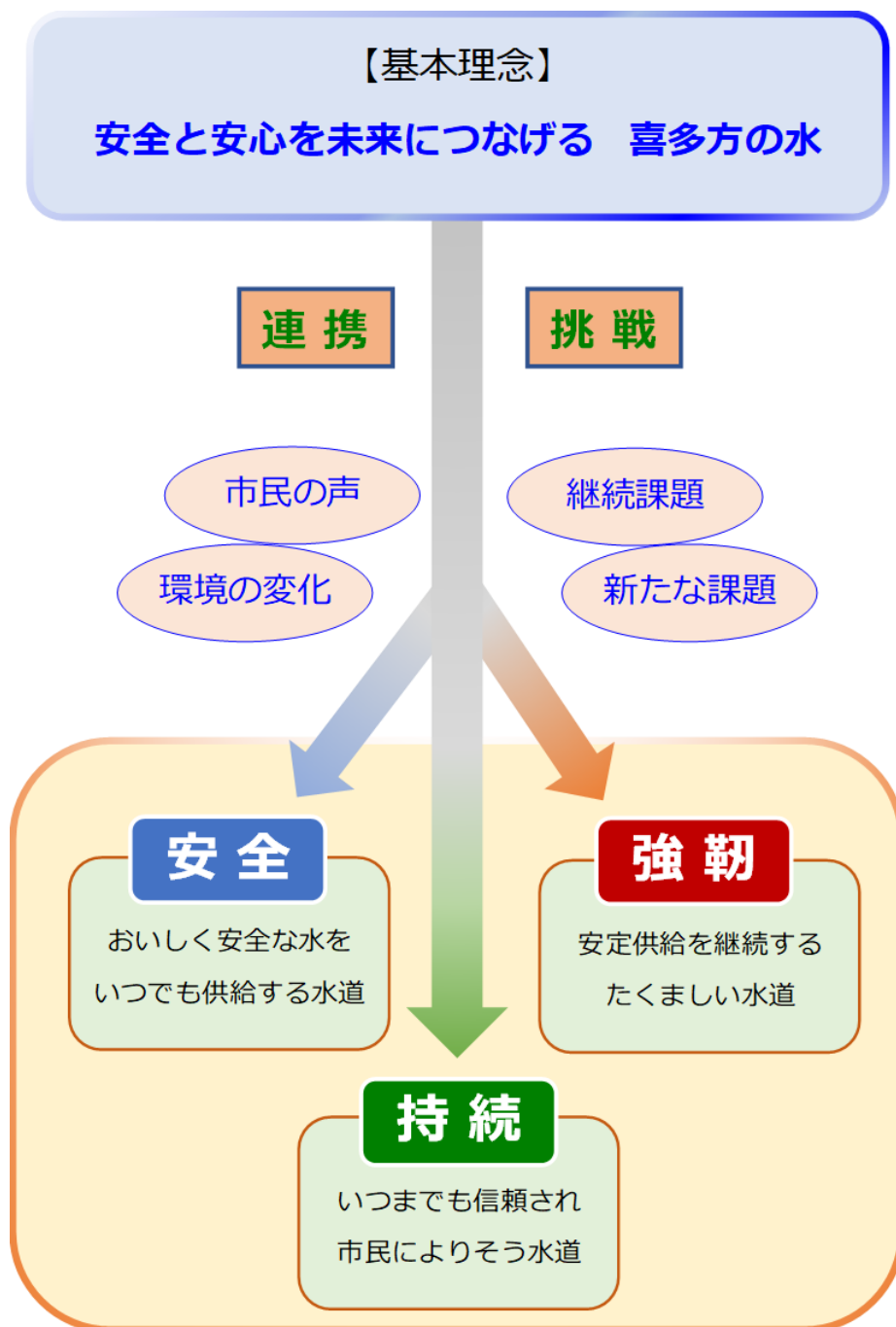
※配水施設・ポンプ施設については令和１５年度以降に整備予定

3.5 組織の見通し

今後の水道施設の更新需要の増加に対応するため、人事担当部局と連携しつつ、適正な職員数を確保し、常に効率的な組織体制の構築に努めていきます。

第4章 経営の基本方針

上位計画である「喜多方市水道ビジョン」で掲げている内容（基本理念：『安全と安心を未来につなげる 喜多方の水』、基本方針：安全・強靱・持続の3つの観点で設定）を、本経営戦略における経営の基本方針と位置づけます。



出典：喜多方市水道事業ビジョン（令和元年7月）、p5-2

図 4.1 喜多方市水道ビジョンの基本理念

前頁に示した基本理念・基本方針の実現を目指し、「喜多方市水道ビジョン」で設定した施策目標・主要施策（表 4.1）を、以下に示す 4 大経営資源の「ヒト」「モノ」「カネ」「情報」に着目した方向性で進めていきます。

■施策の方向性

- 水道事業を継続的に推進するために、適正な職員数について検討する。また、必要となる民間委託についても検討する。 【ヒト】
- ダウンサイジングを考慮したアセットマネジメントを実施し、投資の平準化を図りつつ資金不足を起こさないよう計画的な建設改良工事を行う。 【モノ】
- 有収率の向上に努めるとともに、人口減少に伴う収入減や老朽化施設の更新に伴う費用の増大を踏まえて、適正な水道料金を検討する。 【カネ】
- 未加入者への広報活動を強化し、水道普及率の向上による財源確保に努める。 【カネ】
- 維持管理費の削減や交付金の活用等、物価高騰対策に係る取組を検討する。 【カネ】
- 各主要施策の実施にあたり、GX の推進に向けた取組（電気自動車の導入等）、DX の推進に向けた取組（RPA ツールの活用や施工・維持管理業務への IT 機器導入等）を検討し、市民サービスの向上や業務の効率化を図るとともに、エネルギー効率化による脱炭素社会の実現を目指す。 【情報】

以上の目標を基に主要施策を実行していきます。

表 4.1 喜多方市水道ビジョンの施策体系

基本理念	基本方針		施策目標	主要施策
安全と安心を未来につなげる 喜多方の水	安全	おいしく 安全な水を いつでも 供給する水道	適切な水源管理と 水質管理	水安全計画の策定
			施設の再構築・ 再配置・管路更新	水質管理体制の維持
	強靱	安定供給を 継続する たくましい水道	重要施設・管路の 耐震化の検討	水道施設台帳の整備
			災害時の体制強化	施設更新の検討
				重要施設・管路の 耐震性診断実施
	持続	いつまでも 信頼され市民に よりそう水道	信頼される 給水サービスの 継続と 経営基盤の 更なる強化	耐震化計画の検討
				災害対策マニュアル の更新
			組織体制の継続と 人材の確保	災害時連携の検討
				BCP：事業継続計画 の策定
			広域連携の推進	財政計画の更新
				業務指標の作成
				水道料金の検討
				業務委託の推進と 管理の検討
				加入促進のための 広報活動の継続
				人材確保の検討
				国・県の状況を注視

出典：喜多方市水道事業ビジョン（令和元年7月）、p5-3

第5章 投資・財政計画

計画期間（令和 5 年度から令和 14 年度）における収支計画を以降に示します。

なお、収支計画は令和 3 年度までの決算値と令和 4 年度の予算値を用いて算定しています。

5.1 投資・財政計画（収支計画）

＜収益的収支＞

有収水量の減少に伴い、給水収益も減少傾向が続き、現状のままでは健全な事業運営の継続が困難になることが懸念されるため、令和 7 年度から 5 年間隔で料金改定を行うこととしています。これにより、給水収益は段階的に増加し、収益的収入も料金改定に沿うように増加傾向となっています。収益的支出についても、支払利息や減価償却費等の一部費目が増加傾向にありますが、令和 7 年度以降の損益はプラスに維持することが可能です。

また、計画期間内における経常収支比率は、令和 7 年度以降に 100%を上回り、収支のバランスが保たれる見通しです。

＜資本的収支＞

資本的収支については、建設改良費を主とする支出が収入を上回り、資本的収支不足額も増加する見込みです。このため、不足する財源については、補填財源から補填します。補填財源残高は、非常時（災害発生時等）においても水道事業を継続することを目的に、本計画の計画期間である令和 14 年度以降も見据えた上で、給水収益の 50%である 5 億円程度を維持できるように設定しています（補填財源残高は令和 17 年度頃（計画期間外）に最も低下する見込みであるが、それら期間も考慮して収支計画を策定）。

これらより、計画期間内である令和 14 年度までは必要な補填財源残高を維持しながら水道事業を経営することが可能です。

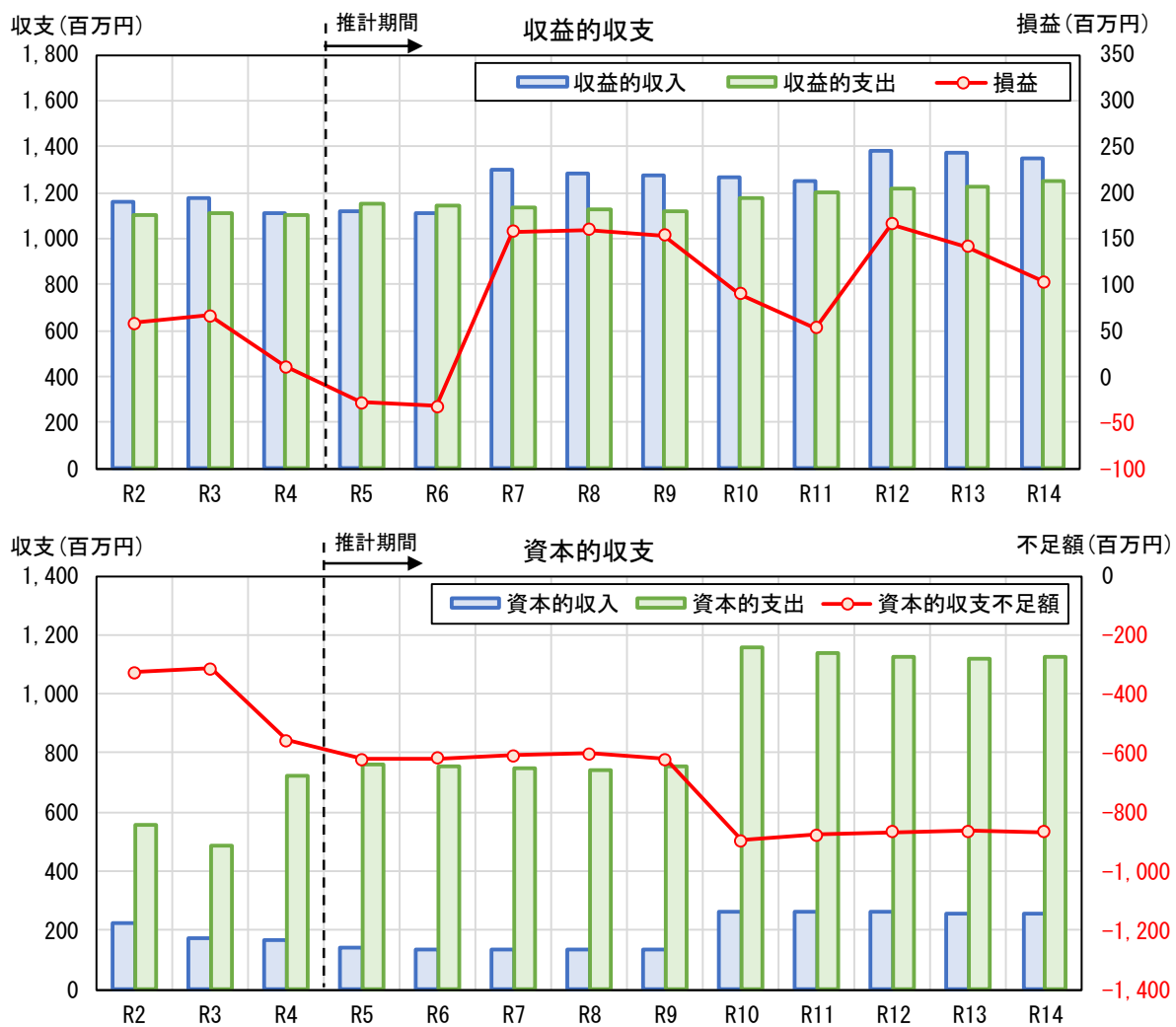


図 5.1 収支計画の見通し (1/2)

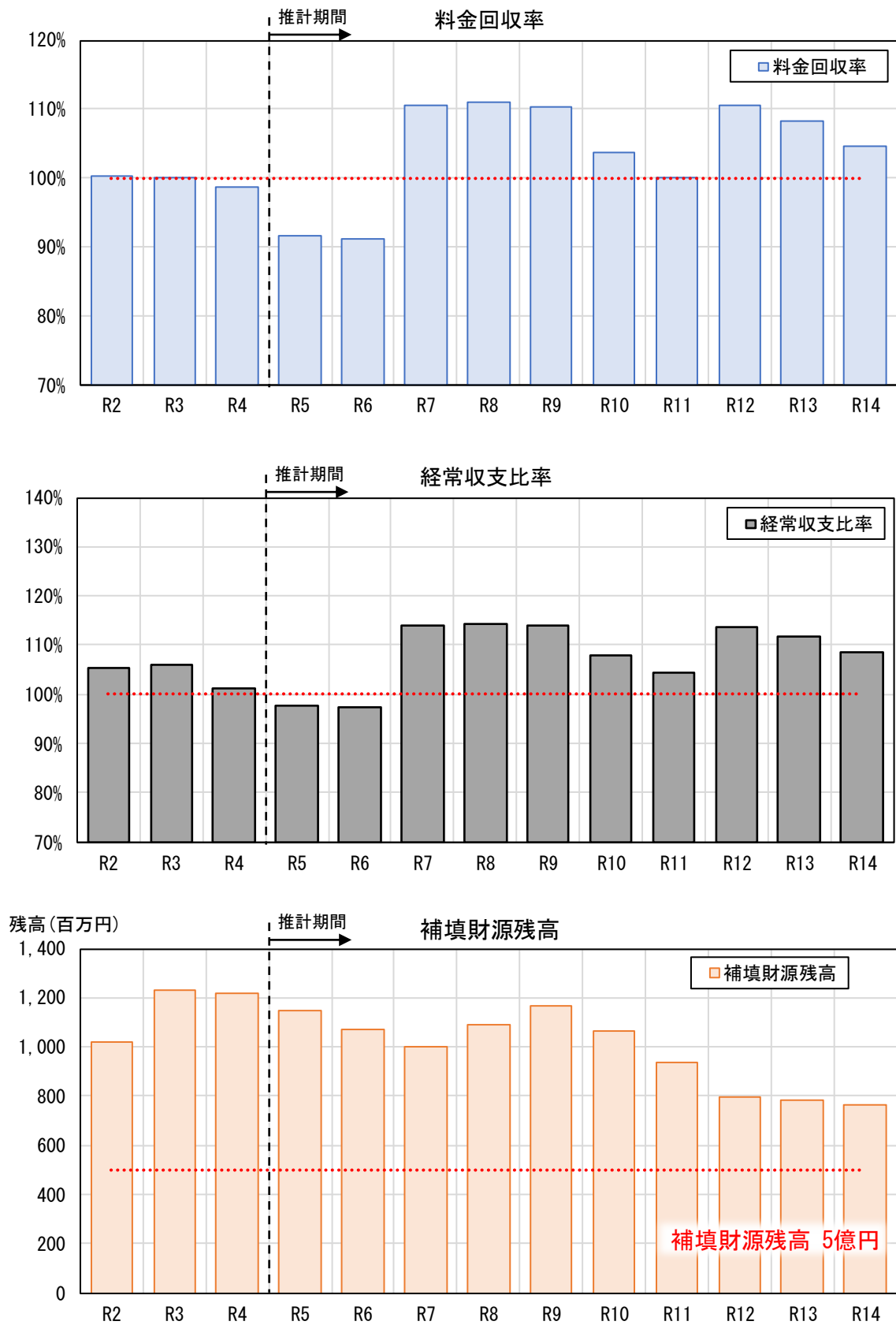


図 5.2 収支計画の見通し (2/2)

■ 収益の収支

様式第2号(法適用企業・収益の収支)

投資・財政計画

(収支計画)

(単位:千円、%)

区 分		年 度	令和2年度 (決 算)	令和3年度 (決 算)	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度
収 益 的 収 入	1. 営 業 収 益 (A)		945,436	947,783	913,670	933,487	927,190	1,115,419	1,111,916	1,110,083	1,103,174	1,092,569	1,219,565	1,211,666	1,197,347
	(1) 料 金 収 入		914,845	916,994	881,983	901,733	895,092	1,082,972	1,079,116	1,076,925	1,069,654	1,058,682	1,185,306	1,177,030	1,162,329
	(2) 受 託 工 事 収 益 (B)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(3) そ の 他		30,591	30,789	31,687	31,754	32,098	32,447	32,800	33,158	33,520	33,887	34,259	34,636	35,018
	2. 営 業 外 収 益		216,991	226,136	195,212	186,451	184,530	179,791	172,088	165,327	161,603	159,450	159,043	158,811	154,849
	(1) 補 助 金		9,627	8,742	7,900	7,117	6,479	5,949	5,408	4,878	4,406	3,951	3,541	3,141	2,749
	他 会 計 補 助 金		9,627	8,742	7,900	7,117	6,479	5,949	5,408	4,878	4,406	3,951	3,541	3,141	2,749
	そ の 他 補 助 金		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(2) 長 期 前 受 金 戻 入		192,893	191,832	178,733	163,179	161,896	157,687	150,525	144,294	141,042	139,344	139,347	139,515	135,945
	(3) そ の 他		14,471	25,563	8,579	16,155	16,155	16,155	16,155	16,155	16,155	16,155	16,155	16,155	16,155
収 益 的 支 出	収 入 計 (C)		1,162,426	1,173,920	1,108,882	1,119,938	1,111,720	1,295,210	1,284,005	1,275,410	1,264,777	1,252,019	1,378,609	1,370,477	1,352,197
	1. 営 業 費 用		1,068,375	1,075,493	1,069,002	1,121,901	1,121,092	1,117,157	1,105,599	1,105,146	1,160,183	1,183,981	1,197,453	1,212,117	1,231,256
	(1) 職 員 給 与 費		82,829	82,942	75,938	89,128	89,128	89,128	89,128	89,128	89,128	89,128	89,128	89,128	89,128
	基 本 給 付 費		39,337	35,901	37,353	40,660	40,660	40,660	40,660	40,660	40,660	40,660	40,660	40,660	40,660
	退 職 給 付 費		1,947	10,294	0	6,279	6,279	6,279	6,279	6,279	6,279	6,279	6,279	6,279	6,279
	そ の 他		41,545	36,747	38,585	42,189	42,189	42,189	42,189	42,189	42,189	42,189	42,189	42,189	42,189
	(2) 経 営 費		338,613	354,319	374,438	370,553	371,431	372,460	373,597	374,882	375,976	377,525	379,100	380,805	382,319
	動 力 費		26,512	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	修 繕 費		44,455	41,941	36,381	48,429	48,719	49,012	49,306	49,602	49,899	50,198	50,499	50,802	51,106
	材 料 費		1,466	939	1,000	1,109	1,116	1,123	1,130	1,137	1,144	1,151	1,158	1,165	1,172
支 出	そ の 他		266,180	311,439	337,057	321,015	321,596	322,325	323,161	324,143	324,933	326,176	327,443	328,838	330,041
	(3) 減 価 償 却 費		646,933	638,232	618,626	662,220	660,533	655,569	642,874	641,136	695,079	717,328	729,225	742,184	759,809
	2. 営 業 外 費 用		36,097	32,513	26,236	25,050	22,029	19,443	17,065	14,914	13,144	13,600	14,370	15,274	16,219
	(1) 支 払 利 息		33,621	29,822	26,188	22,765	19,744	17,158	14,780	12,629	10,859	11,315	12,085	12,989	13,934
	(2) そ の 他		2,475	2,691	48	2,285	2,285	2,285	2,285	2,285	2,285	2,285	2,285	2,285	2,285
	支 出 計 (D)		1,104,472	1,108,006	1,095,238	1,146,951	1,143,121	1,136,600	1,122,664	1,120,060	1,173,327	1,197,581	1,211,823	1,227,391	1,247,475
	経 常 損 益 (C)-(D) (E)		57,954	65,914	13,644	△ 27,013	△ 31,401	158,610	161,341	155,350	91,451	54,438	166,786	143,086	104,722
	特 別 利 益 (F)		3	103	10	281	281	281	281	281	281	281	281	281	281
	特 別 損 失 (G)		316	187	2,000	1,732	1,732	1,732	1,732	1,732	1,732	1,732	1,732	1,732	1,732
	特 別 損 益 (F)-(G) (H)		△ 313	△ 84	△ 1,990	△ 1,451	△ 1,451	△ 1,451	△ 1,451	△ 1,451	△ 1,451	△ 1,451	△ 1,451	△ 1,451	△ 1,451
当 年 度 純 利 益 (又 は 純 損 失) (E)+(H)		57,642	65,830	11,654	△ 28,464	△ 32,852	157,159	159,890	153,899	90,000	52,987	165,335	141,635	103,271	
繰 越 利 益 剰 余 金 又 は 累 積 欠 損 金 (I)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
流 入 資 産 (J)		1,148,727	1,355,636	1,209,753	1,117,117	1,088,483	1,198,483	1,311,581	1,554,060	1,402,716	1,252,190	1,233,153	1,208,129	1,162,350	
流 入 資 産	う ち 未 収 金		104,154	160,613	108,895	75,144	74,591	90,248	89,926	89,744	89,138	88,223	98,776	98,086	96,861
	負 債 (K)		206,531	182,489	191,229	225,824	221,157	215,630	199,603	185,089	168,322	159,640	156,474	159,105	161,714
	う ち 建 設 改 良 費 分		161,920	141,335	141,335	165,431	160,764	155,237	139,210	124,696	107,929	99,247	96,081	98,712	101,321
	う ち 一 時 借 入 金		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	う ち 未 払 金		33,669	32,762	39,181	50,405	50,405	50,405	50,405	50,405	50,405	50,405	50,405	50,405	50,405
累 積 欠 損 金 比 率 ($\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
地 方 財 政 法 施 行 令 第 15 条 第 1 項 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 額 (L)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (A)-(B) (M)		945,436	947,783	913,670	933,487	927,190	1,115,419	1,111,916	1,110,083	1,103,174	1,092,569	1,219,565	1,211,666	1,197,347	
地 方 財 政 法 に よ る 資 金 不 足 の 比 率 ((L)/(M) × 100)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
健 全 化 法 施 行 令 第 16 条 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 額 (N)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (O)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
健 全 化 法 施 行 令 第 17 条 に よ り 算 定 し た 事 業 の 規 模 (P)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
健 全 化 法 第 22 条 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 比 率 ((N)/(P) × 100)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

■ 資本的収支

様式第2号(法適用企業・資本的収支)

投資・財政計画

(収支計画)

(単位:千円)

年 度		令和2年度 (決 算)	令和3年度 (決 算)	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度
区 分														
資本的 収支	資 本 的 収 入	1. 企 業 債	0	0	0	0	0	0	0	127,851	127,936	127,778	127,620	127,760
		うち 資本 費 平 準 化 債	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		2. 他 会 計 出 資 金	83,555	77,051	78,402	68,749	65,641	66,171	66,712	63,936	63,773	61,115	60,531	58,942
		3. 他 会 計 補 助 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		4. 他 会 計 負 担 金	5,382	6,238	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		5. 他 会 計 借 入 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		6. 国(都道府県)補助金	50,000	45,320	52,000	27,500	27,500	27,500	27,500	27,500	27,500	27,500	27,500	27,500
		7. 固 定 資 産 売 却 代 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		8. 工 事 負 担 金	86,816	43,629	38,000	43,944	43,944	43,944	43,944	43,944	43,944	43,944	43,944	43,944
		9. そ の 他	240	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		計 (A)	225,993	172,238	168,402	140,193	137,085	137,615	135,380	263,068	260,495	259,753	259,293	258,146
		(A)のうち翌年度へ繰り越さ れる支出の財源充当額 (B)												
		純 計 (A)-(B) (C)	225,993	172,238	168,402	140,193	137,085	137,615	135,380	263,068	260,495	259,753	259,293	258,146
	支 出	1. 建 設 改 良 費	385,102	320,919	579,465	587,551	581,595	578,764	578,703	612,115	1,024,634	1,025,315	1,024,062	1,022,808
		うち 職 員 給 与 費	12,895	11,321	12,179	5,236	5,236	5,236	5,236	5,236	5,236	5,236	5,236	5,236
		2. 企 業 債 償 還 金	167,903	161,920	141,335	169,116	165,431	160,764	155,237	139,210	124,696	107,929	99,247	96,081
		3. 他 会 計 長 期 借 入 返 還 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		4. 他 会 計 へ の 支 出 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		5. そ の 他	812	2,136	5,241	5,323	6,323	7,823	5,323	5,323	8,823	2,823	2,823	2,823
		計 (D)	553,817	484,975	726,041	761,990	753,349	747,351	739,263	756,648	1,158,153	1,136,067	1,126,132	1,121,712
	資本的収入額が資本的支出額に 不足する額 (D)-(C) (E)		327,824	312,737	557,639	621,797	616,264	609,736	601,107	621,268	895,085	875,572	866,379	862,419
	補 填 財 源	1. 損 益 勘 定 留 保 資 金	240,050	235,059	448,288	564,258	569,830	563,423	397,867	412,260	654,249	699,118	727,052	610,858
		2. 利 益 剰 余 金 処 分 額	66,625	57,642	65,830	10,654	0	0	157,159	159,890	153,899	90,000	52,987	165,335
		3. 繰 越 工 事 資 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		4. そ の 他	21,149	20,037	43,521	46,885	46,434	46,313	46,080	49,118	86,938	86,454	86,340	86,226
		計 (F)	327,824	312,737	557,639	621,797	616,264	609,736	601,107	621,268	895,085	875,572	866,379	862,419
	補 填 財 源 不 足 額 (E)-(F) (G)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	他 会 計 借 入 金 残 高 (H)													
	企 業 債 残 高 (H)		2,181,382	2,019,462	1,878,127	1,709,011	1,543,580	1,382,816	1,227,579	1,088,369	1,091,524	1,111,531	1,140,062	1,171,601

○他会計繰入金

(単位:千円)

年 度		令和2年度 (決 算)	令和3年度 (決 算)	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度
区 分														
収 益 的 収 支 分		13,962	13,197	12,255	11,212	10,574	10,044	9,503	8,973	8,501	8,046	7,636	7,236	6,844
	うち 基 準 内 繰 入 金	13,962	13,197	12,255	11,212	10,574	10,044	9,503	8,973	8,501	8,046	7,636	7,236	6,844
資 本 的 収 支 分		89,177	83,289	78,402	68,749	65,641	66,171	66,712	63,936	63,773	61,115	60,531	60,229	58,942
	うち 基 準 内 繰 入 金	89,177	83,289	78,402	68,749	65,641	66,171	66,712	63,936	63,773	61,115	60,531	60,229	58,942
合 計		103,139	96,486	90,657	79,961	76,215	76,215	76,215	72,909	72,274	69,161	68,167	67,465	65,786

5.2 投資・財政計画（収支計画）の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

目標	- 安定した水道水の供給（有収率：令和14年度に91.5%） - 浄水施設及び管路の耐震化（浄水施設の耐震化率：令和14年度に97.9%） （管路の耐震管率：令和14年度に27.2%）
----	---

従前の計画に基づき、①熱塩浄水場の施設更新、②老朽管の計画的な更新、③下水道関連、国県道関連の布設替工事を推進します。

表 5.1 投資計画の概要（令和5年度～令和14年度）

計画	期間	金額（千円）
①熱塩浄水場の施設更新	令和10年度～令和14年度	2,215,925
②老朽管の計画的な更新	令和5年度～令和14年度	4,608,373
③下水道関連、国県道関連の布設替工事	令和5年度～令和14年度	1,098,600
合計		7,922,898

○参考1：浄水施設の耐震化率

現状値及び目標値	浄水施設	（配水池）
現状値（令和3年度末）	0%	（8.3%）
目標値（令和14年度末）	97.9%	（8.3%）
【参考】長期目標値（令和38年度末）	97.9%	（80.7%）

水道施設整備基本計画において、2028（R10）年度から2032（R14）年度までの期間で熱塩浄水場の施設更新計画を定めている。（熱塩浄水場処理水量 22,400m³/日）

※参考資料 令和3年度水道施設整備基本計画策定業務委託報告書（抜粋）

項目	浄水施設			配水池		
	全施設能力 （m3/日）	耐震化能力 （m3/日）	耐震化率 （%）	全施設容量 （m3/日）	耐震化容量 （m3/日）	耐震化率 （%）
喜多方市	22,887	0	0.0	10,849	531	4.9
福島県平均	1,028,257	246,352	24.0	610,883	207,571	34.0
全国平均	68,721,612	19,202,782	27.9	40,880,653	21,777,397	53.3

水道ビジョン2019より

○参考２：管路の耐震化率

現状値及び目標値	耐震管率
現状値（令和３年度末）	17.6%
目標値（令和１４年度末）	27.2%
【参考】長期目標値（令和３８年度末）	49.5%

※耐震管率：市内管路総延長に占める耐震管の割合

老朽管更新計画において、令和５年度から令和１４年度までの１０年間に於いて老朽管更新計画の目標更新延長を６km/年としている。

当該計画に基づき、更新延長６km/年の全延長を耐震管とすることで令和１４年度末の目標耐震管率を２７．２％とする。

※参考資料 老朽管更新計画（P.8）抜粋

（３）老朽管更新計画の目標更新延長

本計画において目標とする老朽管の更新延長は、選定した更新対象管路延長に対して、次のア～ウの考え方を目安として全体の事業量を設定することで、老朽管の解消を進めることとします。

- ア、管路総延長のうち既に実使用年数を超過している８３kmについては、水道管の本体や継手部材の経年劣化が進んでいる可能性が高く、優先的に更新を進める必要があることから、当該管路の更新を早急に進めて行きます。
- イ、今後、実使用年数を迎える管路のうち、重要度が高く計画的に更新を進めることとした９１kmについては、厚生労働省の「新水道ビジョン（平成２５年３月）」において、５０年から１００年先には水道施設全体が完全に耐震化することを求めていることや、各管材協会等で製品寿命１００年を目指した管材の研究や開発が進められていることから、年間更新率１．０％による１００年サイクルの構築を目指し、更新投資額の平準化と、ライフサイクルコストの低減による安定的な事業運営に繋げていきます。
- ウ、今後、実使用年数を迎える管路のうち、口径１００mm未満の配水支管（支線）５２７kmについては、断水時の影響範囲が局所的であることや、修繕対応による適正な維持管理で対応しますが、漏水事故の発生状況等を踏まえ、必要に応じて更新を行うことで安定給水の確保を図ります。

－目標更新延長の算出基礎－

ア	管路総延長のうち、既に実使用年数を超過している８３kmについて、平成６８年度までの４０年間のうちに更新するとした場合に必要となる最低限の事業量。	２km/年
イ	今後、実使用年数を迎える管路のうち、計画的に更新を進めるとした９１kmについて、年間更新率１．０％による１００年サイクルの構築を目指すために必要となる事業量。	１km/年
ウ	今後、実使用年数を迎える管路のうち、口径１００mm未満の配水管５２７kmについて、過去の実績と同程度の老朽管更新を行うとした場合に必要となる事業量。（なお、他事業に伴う移設工事も必要事業量を含む）	３km/年
（更新延長合計）		６km/年

② 収支計画のうち財源についての説明

目標	● 資金不足にならない水道事業の運営(経常収支比率：100%以上) (料金回収率：100%以上) ● 水道料金の確保(水道普及率：令和14年度に95%) ● 水道料金の適正化(料金改定率：37.5%) ● 大規模工事等における企業債の充当
----	--

建設改良投資に対して、国の補助金や企業債の発行による借入れを活用し、財源を確保します。

ただし、企業債を多く発行することは、結果として現世代および次世代の住民一人当たりが負担する支払利息額が多くなります。これらを考慮すると、人口の減少が確実視される現時点において、負担を次世代へ先送りするような施策は出来るだけ避けるべきと考えます。

このことから、国の補助金を積極的に活用し、料金改定や水道普及率向上による財源確保を目指して経営の持続を図ります。

水道普及率は令和10年度に普及率95%と設定し、目標年度の令和14年度も維持するように設定しています。

料金改定率は、経常収支比率・料金回収率を100%以上で維持しつつ、補填財源残高を5億円以上確保可能となる財源確保パターンを複数検討した上で、令和7年度に21.6%（対令和3年度比）、令和12年度に13.1%（対令和7年度比、令和3年度に対しては37.5%）と設定しました。設定にあたり、改定間隔を5年間とした上で、財源確保方法を「①起債無・料金改定有」、「②起債有・料金改定有（料金改定優先）」「③起債有・料金改定有（起債優先）」とした計3パターンについて検討を行い、料金改定率が最も低く市民への影響が比較的小さい③を採用することとしました。なお、③のパターンにおける起債は、熱塩浄水場の更新工事によって建設改良費が増大する令和10年度～令和17年度のみとしているため、次世代へ過度の負担を強いるものとはなっておりません。また、令和12年度の改定率については、計画期間外の期間を含めた5年間（令和12年度～令和16年度）のシミュレーション結果を踏まえ設定しています。

表 5.2 財源計画の概要

費目		説明（算出方法）
収 益 的 収 入	給水収益	供給単価×有収水量 ※供給単価は前述の料金改定を反映
	その他営業収益	〈下水道使用料等徴収受託収益〉 別途検討した計画に基づき、R4～R17 までは微増（+1.3%/年）、 R18 以降は微減（△0.9%/年）として試算 〈一般会計負担金（消火栓維持管理）〉 R4 予算で将来一定 〈手数料〉 H29～R3 実績+R4 予算の平均値で将来一定
	営業外収益	〈他会計補助金〉 「統合水道」分として、別途整理された「統合水道出資金・補助金 （年度別元利金償還額明細）」の値を転用 〈長期前受金戻入〉 既存+新規分（R4 以降） ※新規分は補助金及び負担金の取得額合計に対し、法定耐用年数 40 年・定額法（償却率 0.025）・償却限度率 95%で算定 〈その他〉 H29～R3 実績+R4 予算の平均値で将来一定（他会計繰入金は見込 まない）
	特別利益	H29～R3 実績+R4 予算の平均値で将来一定
資 本 的 収 入	企業債	建設改良費×起債率 12.6% （起債年度：R10～R17、起債率は補填財源残高等を考慮して設定）
	出資金	〈統合水道〉 別途整理された「統合水道出資金・補助金（年度別元利金償還額明 細）」の値を転用 〈老朽管更新〉 操出基準に基づき算出した値を計上（36,666 千円/年）
	国庫補助金	生活基盤耐震化交付金として算出した値を計上（27,500 千円/年）
	工事負担金	建設改良工事における「下水道関連布設替工事費」及び「国県道関連 布設替工事費」の工事費の 4 割を計上

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

経営健全化を図るため、これまでに民間委託を活用しながら可能な限りの職員数削減により人件費（職員給与費）の削減に取り組んできました。一方で、民間委託に移行したことで委託料が大幅増になっています。技術力確保や業務運営の観点から、職員数のさらなる削減は難しいと判断し、将来の人件費は現状の体制を維持することを想定して算出しました。

その他、施設や管路に係る修繕費や動力費（ユーティリティ費）等については、今後施設のダウンサイジングを考慮した計画的な建設改良工事により削減を目指すほか、薬品費等については、広域化プランに基づく共同購入等により削減を目指します。ただし、今後の検討事項であり現時点では具体化されていないため、今回の財政収支計画上ではこれら取組による削減効果は反映しておりません。

表 5.3 投資以外の経費の概要

費目		説明（算出方法）
収 益 的 支 出	動力費、薬品費	物価上昇率+0.6%と配水量の減少率を考慮 (算定ベース：H29～R3 実績+R4 予算の平均値)
	修繕費、被服費、備消耗品費、旅費、燃料費、光熱水費、印刷製、本費、通信運搬費、広告料、委託料、手数料、使用料及び賃借料、材料費	物価上昇率+0.6%を考慮 (算定ベース：H29～R3 実績+R4 予算の平均値) ※一部費目は R3 実績+R4 予算の平均値 (R3 以降に水道施設の運転管理に係る委託範囲が変更となったため)
	人件費（職員給与費）	〈給料・法定福利費・賞与引当金繰入額（総係費）〉 H29～R3 実績+R4 予算の平均値で将来一定 〈手当〉 喜多方市職員の H29～R3 実績の平均給与・手当等と、現在の水道職員の人数により算出 〈退職給与費〉 H29～R3 実績の平均値で将来一定
	減価償却費	既存+新規分 (R4 以降) ※新規取得資産については法定耐用年数（構造物 45 年、機械・電気 20 年、管路 40 年、固定資産購入費 5 年）・定額法（償却率 0.025）・償却限度率 95% で減価償却見込額を算定
	資産減耗費	当該年度に発生する建設改良費の 14% (H29～R3 実績+R4 予算の平均値) 分を算定し計上 ※現金支出は H29～R3 実績の平均値で将来一定
	企業債支払利息	既存+新規分 (R4 以降) ※新規分は半年賦元利均等償還 20 年(3 年据置 17 年償還)、利率 1.5% で算定し計上
	上記以外の経費及び特別損失	H29～R3 実績+R4 予算の平均値で将来一定

5.3 投資・財政計画（収支計画）に未反映の取り組みや今後検討予定の取り組みの概要

① 投資についての検討状況等

広域化	平成 26 年度に簡易水道（5 簡易水道、1 専用水道）を統合し、喜多方市水道事業としました。 また、今後の経営基盤強化に向け、「福島県水道広域化推進プラン」が策定され、この計画に基づき広域連携について検討していきます。
民間の資金・ノウハウ等の活用（PPP/PFI 等の導入等）	浄水場の運転管理業務委託や水道料金等収納業務委託を実施しており、今後も継続していきます。
アセットマネジメントの充実（施設・管路の長寿命化等による投資の平準化）	「水道施設整備基本計画」、「老朽管更新計画」等に基づき、施設・設備を計画的に更新するためにダウンサイジング・スペックダウンを考慮した、アセットマネジメントの見直しをすすめます。
施設・管路の廃止・統合（ダウンサイジング）	「水道施設整備基本計画」、「老朽管更新計画」等に基づき、今後も配水量等の減少に合わせた施設の統合やスリム化を検討していきます。
施設・管路の合理化（スペックダウン）	実施済みのアセットマネジメントをベースに策定した「水道施設整備基本計画」、「老朽管更新計画」等に基づき、適切な施設規模による運営を検討していきます。
その他の取組	施設や管路に係る修繕費や動力費（ユーティリティ費）等については、施設のダウンサイジングを考慮した計画的な建設改良工事により削減を目指します。薬品費等については、広域化プランに基づく共同購入により削減を目指します。

② 財源についての検討状況等

料 金	令和 7 年 10 月に料金改定を予定しています。（試算維持費を考慮した原価より料金体系を検討）
企 業 債	大規模更新工事による財源は企業債を充当します。
繰 入 金	出資金は、統合水道・老朽管更新について繰出基準に基づき算定し計上していきます。
資産の有効活用等(*1)による収入増加の取組	遊休資産の有効活用について、調査・研究します。
その他の取組	策定時点において記述事項はありません。

*1 遊休資産の売却や貸付、債券運用の導入、小水力発電や太陽光発電など

第6章 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

計画期間で、行政や社会経済環境の変化等により内容を見直す必要がある場合には、随時経営戦略の見直しを行います。

変化する事業環境に着実に対応するため、表 6.1 に示す目標値等を参考に経営戦略が計画的に実施されているか、毎年度進捗管理（モニタリング）を行うとともに、3～5 年を目処に大幅な変更があった場合は見直し（ローリング）を図ります。

また、図 6.1 に示す PDCA サイクルを活用し、計画（Plan）、実施（Do）、検証（Check）、見直し（Action）を継続的に運用し、経営戦略の見直しに反映させ、業務改善をしていきます。

表 6.1 目標値

目的	項目	現状 (令和 3 年度)	目標 (令和 14 年度)
安定した水道水の供給	有収率	77.4%	91.5%
浄水施設の耐震化	浄水施設の耐震化率	0%	97.9%
管路の耐震化	管路の耐震管率	17.6%	27.2%
資金不足にならない水道事業の運営	経常収支比率	105.9%	100.0%以上
	料金回収率	100.1%	100.0%以上
水道料金の確保	水道普及率	90.4%	95.0%
水道料金の適正化	料金改定率	-	37.5%

※料金改定率は、令和 3 年度に対する比率（令和 6 年度と令和 11 年度に改定見込み）

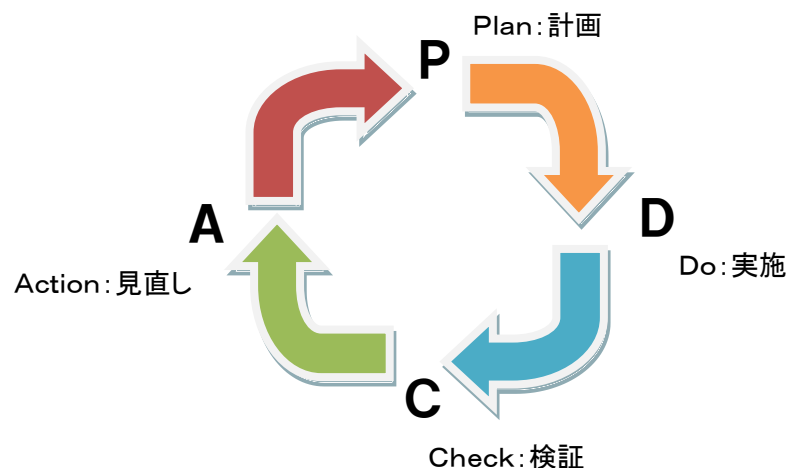


図 6.1 PDCA サイクルイメージ

喜多方市水道事業経営戦略

【計画期間：令和 5 年度～令和 14 年度】

令和 5 年 10 月 発行

発 行：喜多方市 水道課

〒966-0094

福島県喜多方市字押切一丁目 99 番地

TEL 0241-22-1561 FAX 0241-25-7076

URL <http://www.kitakata-suidou.jp/>